

事務連絡
令和3年8月18日

公益社団法人 日本バス協会 理事長 殿

国土交通省自動車局

「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の周知について

緊急事態宣言発令等に伴う、バスターミナルにおける都道府県をまたぐ移動の自粛の呼びかけについては、4月26日付、5月10日付、5月17日付、5月24日付、5月31日付、6月18日、7月12日、8月2日付及び8月6日付事務連絡にて周知を依頼したところです。

今般、第73回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、緊急事態措置を実施すべき区域である都府県(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県)、まん延防止措置の対象区域である道県(北海道、宮城県、福島県、山梨県、富山県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県)及びそれ以外の県において、引き続き別添の方針に則りバスターミナルにおける呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて